

令和4年11月吉日

お客さま各位

平塚信用金庫

旧姓使用による預金口座開設等の取扱開始について

平素は平塚信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、お客様の多様なニーズに対応するため、旧姓使用による預金口座開設等の取扱いを下記のとおり開始します。

本取組みは、預金口座取引における旧姓継続使用のご要望にお応えし、すべての人が働きやすい環境を整備するものです。

当金庫は今後も社会・環境問題の解決に資するさまざまな取組みを展開し、すべての人が働きやすい環境の整備に取り組んでまいります。

記

1. 取扱開始日
 - ・令和4年12月1日（木）
2. 対象となるお客さま
 - ・個人（個人事業主を含む）
3. 対象となるお取引
 - ・下記の預金取引のみ
 - 普通預金（総合口座を除く）、貯蓄預金、定期預金、積立式定期預金、定期積金、通知預金
 - ※マル優、年金受取指定口座は除く
4. ご用意いただく書類
 - ・通常取引で必要となる本人確認書類のほか、戸籍上の姓と旧姓が併記された下記書類
 - 運転免許証、個人番号カード、住民票

5. その他

- ・男性・女性問わずすべてのお客さまが対象です。
- ・当金庫でのお取引において、戸籍上の姓と旧姓を併用することはできませんので、いずれかの姓に統一していただきます。
- ・すでにお取引をいただいているお客さまもご利用いただけますが、旧姓への口座名義の変更等、各種変更手続が必要となります。
- ・現在、対象外取引（融資取引、投資信託取引等）がある場合等、旧姓使用によるお取引をお受付できない場合がございます。

以 上

TR*ibank* Hiratsuka
平塚信用金庫